

期間、支店を限定した賃金の単価アップ

【年繁アルバイト(短期)の場合】

アルバイトの雇用単価

原則は、支店長が決定するとしながらも、長期雇用者との均衡や、既達予算の範囲内という制約があり自由に決定できていない。

(これまで)

単価(例)

950円

1,000円

長期期間雇用社員の単価まで上げても必要数の確保ができない。

これまでは、

① アルバイトの単価を上げれば長期雇用者単価との逆転現象が発生し、長期雇用者から不満の声

② 長期雇用者の単価を上げると根雪となり、雇用経費が増加

以上のことから、単価アップができなかった。

(H19年繁に限る対策)

期間・支店を限定して単価アップ

下記により、アルバイトの単価を長期雇用者の単価プラス100円を上限に支店長が設定。

長期雇用者の単価も同様に引き上げ。

○本社が認めた雇用難の支店(別紙)に限定

○単価アップの期間

年賀関係20日間、ゆうパック関係31日間に限定

○単価アップによる必要な予算については措置

長期雇用者単価の場合 1,000円 +100円

1,100円まで可能

【長期雇用者(期間雇用社員)の場合】

長期雇用者の雇用単価

地域別基準額
(660円~770円)

+

職務加算額
(0円~430円)

※ 支店で単価を設定

単価(例)

1,000円

別紙

期間、支店を限定した賃金の単価アップ

区 分	支 店 名	対 象 期 間
1 外務事務に従事する者	龍ヶ崎、朝霞、牛久、前橋、宇都宮東（上郷集配センター及び芳賀集配センターに限る）、市原（市津集配センターに限る）、筑波学園（氏家集配センターに限る）、新宿、渋谷、芝、京橋、新宿北、大崎、蒲田、牛込、代々木、城東、麻布、麴町、神田、銀座、成城、本郷、厚木北、小田原、綾瀬、宮前、川崎港、鶴見、湯河原、座間、相模原、黒部、小牧、名古屋、名古屋緑、沼津西、桑名、豊田高岡、知多、蟹江、刈谷、津、大垣、東員、沼津、岐阜、一宮、関、浜松西、岐阜西、浜松東、水島、倉敷、広島西、広島東、安佐南、安芸府中、福山、福山東、廿日市、三原、伊予三島、川之江、高松東、坂出、西条、粕屋南、福間、古賀、宗像、中間、直方、大分東、大分、大分南、宮崎、鹿児島南 【75支店、4集配センター】	平成19年12月17日（月）から平成20年1月15日（火）までの間における引き続いた20日間を限度として支社長が定めます。
2 内務事務に従事する者	新金沢、新東京、丸の内、東京多摩、綾瀬、横浜神奈川、川崎港 【7支店】	同 上
3 ゆうパック及び国際郵便物を処理する事務に従事する者	宇都宮東、綾瀬、成田国際空港、新東京、東京国際、丸の内、東京多摩、板橋、横浜神奈川、新大阪 【10支店】	平成19年11月1日（木）から平成19年12月25日（火）までの間における引き続いた1か月（31日間）を限度として支社長が定めます。